

貸切バス初任運転者に対する安全運転の実技指導内容の公表

弊社では、「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」により貸切バス運転者への承認教育を次のとおり実施しております。

【訓練対象者】

1. 新たに入社した運転者。
2. 入社後、大型二種免許を取得した運転者。
3. 入社後、旅客自動車運送事業運輸規則等に基づき初任運転者教育を適切に実施し後、乗合バス運転者に選任された者で、新たに貸切バスの運転業務に従事しようとする運転者。

【教育期間】

1. 貸切バス運転士として選任する前までに30時間以上実施します。

【教育担当者】

1. 安全統括管理者が推薦する運行管理者及び各自動車営業所長が推薦し、安全統括管理者が承認した運転士。

【教習車両・車種区分】

1. コミューター、小型バス、中型バス、大型路線バス、大型貸切バス
※ 所属自動車営業所等による

【初任運転者実技訓練教育の概要】

1. 初任運転者に対して最低20時間以上の実技訓練を実施し、初任運転者の技量を確保します。
2. ドライブレコーダーで記録された映像を活用し、指導監督を実施します。

【実技訓練】

1. 初任運転者本人が運転し、教育担当者が添乗して指導します。
2. 自動車営業所周辺ルートから運転をはじめ、教育担当者が適正状況に応じてルートを選択し、日中及び夜間のそれぞれ市街地、坂道、隘路、高速道路等の走行を実施します。
3. 実際に運転する経路を走行。観光貸切バスや児童、生徒の送迎（スクールバス）等の基本ルート、回送ルートの走行を実施します。

【実技のポイント】

1. 一般道、日中・夜間の走行。
（出発前の危険箇所の指導、自転車・歩行者の動き、停車中の安全確認、隘路の走行、右左折時の注意点、夜間走行の注意点等）

2. 高速道路、日中・夜間の走行。
(E T Cレーンの通過、本線への合流、排気ブレーキ等を使用した下り坂での走行方法、速度に応じた車間距離の確保、サービスエリアでの注意点等)
3. 上り坂の走行
(勾配が変わらない場合の一定のギヤの保持、見通しの悪いカーブでの注意点、道幅が狭いカーブでの注意点等)
4. 下り坂の走行。
(排気ブレーキ・リターダーの活用、実車と空車の違い、フットブレーキ使用時の注意点、シフトダウンの注意点、カーブの走行方法、ギヤ選択時の注意点等)
5. 乗客へのアナウンス。
(シートベルトの着用、非常口の位置と使用方法、非常ブレーキの位置と使用方法等)
6. バス車両の特性。
(車両の死角、発車時のアンダーミラーによる前方確認、バックカメラの特性の理解、内輪差とオーバーハング、速度に合ったギヤの選択等)
7. 危険予測とその回避の方法。
(危険となる箇所への注意意識、回避するための事前準備操作等)
8. バス運転者のマナー。
(乗降扱い、駐車方法、譲り合い等)

【初任運転者座学教育の概要】

座学教育については運行管理者が実施します。

1. 初任運転者に対して最低10時間以上の座学を実施し、事業用自動車の運転士としての遵守すべき事項を学ぶ。
2. ドライブレコーダーで記録された映像を活用し、客観的に癖や危険個所を確認しながら運転是正。

【座学指導内容】

1. 事業用自動車を運転する場合の心構え。
2. 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項。
 - ・ 法令に基づき運転者が遵守すべき事項。
 - ・ 交通ルール of 遵守と理解
 - ・ 運行指示書の遵守と理解
 - ・ 安全運行の基本的な心構え
3. 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法。
 - ・ 自動車の基本的な構造及び装置の概要
 - ・ 車高、視野、死角、内輪差等の理解
 - ・ 日常点検の方法
4. 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項。
 - ・ シートベルトの着用の徹底の指導
 - ・ 運行の安全のために留意すべき事項及び旅客の安全確保のために留意すべき事項
5. 危険の予測及び回避
 - ・ 事故につながる恐れのある危険の理解

- ・ 事故を回避するための運転方法等
 - ・ 運転する自動車と同一の車種区分の自動車を用いた制動装置の急な操作方法の指導
6. 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法。
 - ・ 安全性向上のための装置等の理解
 - ・ 適切な運転方法の指導
 7. ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正
 - ・ 実技訓練におけるドライブレコーダーの記録による運転者自身の運転特性の把握、必要に応じて是正のための必要な指導
 8. 初任診断及び実技訓練にて把握した運転者の適正に応じた安全運転
 9. 選任後、運行することが見込まれる経路における道路および交通の状況
 10. 健康管理の重要性

以 上